業種別職種別ユニオン運動研究会●第13回

自販機業界における労働運動 の広がりと今後の展望(後半)

―自販機業界でたたかう若者たち―

専修大学大学院

コメンテイター 栗原耕平

研究会員

報告 今野晴貴

総合サポートユニオン執行委員

司 会 青木耕太郎

ればならないことも議論された。

働組合が業界の労働市場の規制をリードしなけまりにも無秩序な採用状況がうまれている。労

また下層労働市場では、求人詐欺のようなあ

門性の視点からすれば、 化との関係について討論がなされた。 オンへとつながるテーマである。 すよう作用するだろう。 断的な技能は、 横断的な視点からすれば、 用する。だが、 能性を低くし、 さらに労働過程における技能と労働者の の専門性の問題は、 労働者は高度の職種別労働者よりも低 専門性は保持している。技能の企業 業界の労働者の組織化をうな 専門性の有無の問題ではな 組織化を容易にするように作 専門性は労働力の代替 この労働過程におけ 次回例会の図書館 ベンダー労働者の横

本号では、一三回例会「自販機業界におけるが働運動の広がりと今後の展望」の後半部分分働運動の広がりと今後の展望」の後半部分に成長する労働者は、さらに後半では、企業をに成長する労働者は、さらに後半では、企業をに成長する労働者は、さらに後半では、企業をに成長する労働者は、さらに後半では、企業をにが論じられた。日本では始めて議論されたことが論じられた。日本では始めて議論された。とづいた議論が期待される。

(文責:木下武男

原さんのコメントから始めたいと思います。したが、前半部分の池田さんの報告に対する栗したが、前半部分の池田さんの報告に対する栗

[○]コメント ●

うまく世論を味方にするテクニック

実際に作っていきたいと思っています。業横断的な業種別職種別の組合運動を評価し、この研究会の呼びかけ人の浅見和彦先生のもとこの研究会の呼びかけ人の浅見和彦先生のもとこの研究会の呼びかけ人の浅見和彦先生のもとこの研究会の呼びかけ人の浅見和彦先生のもとこの研究会の呼びかけ人の浅見和彦先生のもとこの研究会の呼びかけ人の浅見和彦先生のもとこの研究会の呼びかけんの浅見和彦先生のもといます。

思っていました。

中国の報告を受けて、まず運動パターンとし、今回の報告を受けて、まず運動パターンとに、は、は、まで、のの労働者が組織化される、という組織化の具体的なイメージが生まれ、すごく勇気の出る報告を通じてその経過を発信していく。こうして、SNSを通じてその経過を発信していく。こうして、SNSを通じてその経過を発信していく。こうして、という組織化の具の労働者が組織化される、という組織化の具の労働者があり、それを公然化し、その後に周

ジャパンビバレッジの場合は、業種職種を転々意識を持っているのではないかと思いますが、員の場合、専門性が高く、本人たちもそうした比較です。エステや介護・保育、それから教職比較です。エステや介護・保育、それから教職・対して考えたのは、これまで総合サポー論点として考えたのは、これまで総合サポー

うとしている。

さいます。そこで業種別職種別の労働組合を作ろきた労働者とは少し違う層ではないかと感じてまで総合サポートユニオンが重点的に組織してまでおかまでいる人々ということですよね。これもとして、いまの仕事にたどり着いてそこで闘お

の象徴的ケースであると言って良いだろう。に共感されるケースが増えているが、本件はそ

工夫などあれば、伺いたいと思います。と思うのですが、そのあたりを支える組合側のいうのはなかなかハードルが高いのではないかまた、労働者の方々にとって、ストライキと

●青木 ありがとうございました。次の今野さのにもなっているかと思います。それでは今野んの報告は、栗原さんのコメントをふまえたもの報告は、栗原さんのコメントをふまえたもの。

報告●

と新しい労働運動の可能性自販機ベンダー労働者の「階層特性.

はじめに

●今野 昨年のゴールデンウィーク中、飲料水

る。近年、日本では以前よりも労働運動が社会という。近年、日本では以前よりも労働運動が社会とに注目された。同業界では、同業他社の労働会に注目された。同業界では、同業他社の労働会に注目された。その結果、同駅の会に注目された。その結果、同駅のおいだが、日本では対し、これがSNRの対域とは、「売り切れ」が続出し、これがSNRの対域といいて、日本では以前よりも労働運動が社会

では、彼らはなぜ立ち上がり、また、なぜでは、彼らはなぜ立ち上がり、また、なぜでは、彼らの階層属性の分析および③労働組合の要働者)たちに適用された労務管理制度の内容と、動者)たちに適用された労務管理制度の内容と、では、彼らはなぜ立ち上がり、また、なぜでは、彼らはなぜ立ち上がり、また、なぜ

能性について展望する。また、これら労務管理および階層性にもとづまた、これら労務管理および階層性にもとづまた。これら労務管理および階層性にもとづまた。これら労務管理および階層性にもとづまた、これら労務管理および階層性にもとづ

ジ社および大蔵屋商事の組合員たちである。機産業ユニオン」を結成したジャパンビバレッ九年二月に同時にストライキを行ない、「自販なお、本稿の分析が対象とするのは、二○一

1 日本における労使関係の変容

(1) 戦後日本における企業主義統合

業主義的統合」が形成されてきたのである。級の大半が「社員」として社会統合され、「企 を植え付けていった。日本社会においてはこの評価することで、労働者に極度に従属的な姿勢 門や管理職に転換することができ、年功賃金が 進・昇格しうる可能性を与えられた。労働者は 混合制度はその後のジョブローテーション制度 敵対する「階級意識」が形成されず、労働者階 ような日本型雇用が発達したために、使用者に 考課・査定を通じて労働者の企業への貢献度を よって保障される。さらに、日本型雇用は情意 適用される。それらの身分もまた、長期雇用に 企業に貢献することでブルーカラーから間接部 に組み込まれ、ブルーカラー労働者は広範に昇 より、企業内的に強固に統合されてきた。 功賃金、長期雇用等の特徴を持つ日本型雇用に に関しては、企業内における工職混合制度、 後日本の労使関係においては、「正社員 工職

日本の企業社会においては、労働者階級は企業者であり、彼らは正社員・男性と世帯を形成すは一九七〇年代以後増加し続けるが、九〇年代は一九七〇年代以後増加し続けるが、九〇年代は一九七〇年代以後増加し続けるが、九〇年代は一九七〇年代以後増加し続けるが、九〇年代は一九七〇年代以後増加し続けるが、九〇年代は一九七〇年代以後増加し続けるが、九〇年代は一九七〇年代以後増加し続けるが、北京のような労働者は、このような労働者は、このような労働者は、このような労働者は、このような労働者は、このような労働者は、このような労働者は、労働者階級は企業

の域を抜け出ることができなかった。それゆえ多くの労働運動も企業内的な調整事項と自らを区別するアイデンティティーを持たず、

② 企業社会の外部=「非年功的カテゴリー」

者階層を形成していた。れ、なおかつ従来の非正規雇用とは異なる労働 造業派遣・請負労働は日本型雇用の外部におか 親元から「独立」するために住居付き労働であ らは家計自立型の労働者属性を持たず、「自立」 あまりにも不安定な雇用形態である。また、彼 日が多く、労働時間が少ない場合には月収は一 い場合には月に二五万円程度を得られるが、休「職務・時間給」が支払われる。残業時間が長 である。その典型が、「派遣村」の運動を担っ 計自立型」の属性を持つ労働者が増加したから の縮小に伴って、非正規雇用でありながら「家 への性質を強めていった。それは、日本型雇用 に企業社会に統合される「内部」から「外部」 る製造業派遣に就労していた。このように、 を志向する労働者であった。とりわけ若年層は ○万円前後まで落ち込む。企業に統合するには、 た製造業派遣・請負労働者である。製造業派遣 請負労働においては、時給一一〇〇円程度の ところが、非正規雇用労働は、二〇〇〇年代

ばれる労働問題を引き起こした。「ブラック企それらの一連の大企業は「ブラック企業」と呼理が顕著に増加している。二〇一〇年代には、でありながら日本型雇用が適用されない労務管でありながら日本型雇用労働者においても、大企業

端となっていた。 電用、ジョブローテーションが保障された日本 型雇用の社員とは異なっていた。彼らは短期間 型に過酷な労働を強いられ、心身を毀損して離職 型を開いるでは、ではいいのでは、 であるできれた日本

に「転落」するからである。 こうした日本の企業主義的統合の「外部」に こうした日本の企業主義的統合の「外部」に こうした日本の企業主義的統合の「外部」に こうした日本の企業主義的統合の「外部」に こうした日本の企業主義的統合の「外部」に こうした日本の企業主義的統合の「外部」に こうした日本の企業主義的統合の「外部」に こうした日本の企業主義的統合の「外部」に こうした日本の企業主義的統合の「外部」に

り返しの労働に従事する職業である。「ルー 部隊」をあげている。 が、ライシュはこの「旧来のブルーカラー」 するこれまでのブルーカラーが典型的である ティン生産サービス」は、ライン労働に従事 運転など対人的なサービス産業で、 ビス」は、医療、 ユ に、「情報化時代」における「膨大な量の単 (労働が二極化する) 一 対人サービス」の職業とは……「対人サー な作業」の担い手である があげた「ルーティン生産サービス」と 教育、 方の極としてライシ 福祉介護、 「情報経済の歩兵 単純な繰 タクシー

(木下武男『格差社会に挑むユニオン』 六八

一六九頁、下線引用者〕

することを指摘していた。
規雇用」は相互に行き来する新しい階層を形成これらの「周辺的正社員」と「家計自立型非正同時に、木下は財界の雇用戦略の分析から、

職務」 社員と非正社員という一雇用形態の区別をこ より製品やサービスなどの成果物をアウトプ 的職務」は 労働市場で相互行き来することを念頭に置い 務給を軸にして周辺的正社員と非正社員とが る職務給である……そして注目すべきは、 ットする職務」とされ、一般技能職上般事務 である。労働者の職務を「定型的職務」と 会がまとめた提言「多立型賃金体系の構築へ 二〇〇二年五月、 「非定型的職務」に二大分割している。 「定型 定型的職務」に属することになる。「定型的 '提言ではおこなっていないことである。 と事務職、 販売職が範囲とされている。ブルーカラ -成果主義時代の賃金システムのあり方」 の賃金は、 「定められた手順。方法や判断に 販売職など膨大な労働者がこの 職務給か、 日経連·労使関係特別委員 習熟給を加味す 正

一七○頁、下線引用者)一七○頁、下線引用者)六九

正規・正規を超えて広く実在しており、新しい今日、このような非年功的な労働者階層は非

しているのである。 会統合の「外部」に存在する労働者階層を形成労働運動の担い手となっている。彼らは企業社

(3) 周辺的正社員のサブカテゴリーとしての

理制度 る。 性質を持ちながら、 中には、社員を長時間労働によって酷使し、 雇用類型に編成されているのである。ブラック いる。労働内容が類似していながら分断された 務に従事し、賃金は「職務・時間給」としての 員の三者は、同じように比較的単純化された業 非正規雇用・限定正社員・ブラック企業の正社 労働者が無期転換しているケースも含まれる。 Ļ 地などが制限される「限定正社員」が含まれ 雇用労働者であると考えることができる。 から、年功処遇が適用されない非年功的な無期 て、さらに詳細に検討していくことにしよう。 ができる。そこで、 0) 企業の労働者は自らを年功的労働者であると理 い潰す「ブラック企業」に加え、 限定正社員の中には、有期雇用の非正規雇用 周辺的正社員とは、すでに述べた木下の分析 「周辺的正社員」 本稿が主題とするベンダー労働者たちも、 年功処遇の外部におかれた雇用類型である。 彼らも非正規雇用と同様の労働過程に従事 日本型の広範な指揮命令に従事し、 に駆り立てられる一方で、 (契約内容) の違いによって分割されて 労働時間の長短と、労務管 の一部であると考えること 周辺的正社員の内実につい 限定正社員は 職務や勤務 その 使

る。
には、周辺的正社員の中でも前者に該当していには、周辺的正社員の中でも前者に該当していたして扱われている。ベンダー労働者の場合その名称のとおり、非正規雇用の延長線上の雇

的に、 を用いている。とを意図的に誤解させるためのさまざまな技術 らの労務管理は「職務・時間給」をベースとし あり、能力開発の機会に乏しく、長期雇用が前 ら、日本型雇用であるとあえて労働者に錯覚さ るように誘導されている。実際に、 わらず、労働者は「月給」と「年功」を期待す 定され、 主としてIT、外食、小売り、 提とされていないからである。ブラック企業は 現したのは、その労働環境が長時間・低賃金で 労務管理においては、「限定正社員」とは対照 ある。これを実現するために、ブラック企業の 的な職種に対し、 企業」は求職者に た非年功的な性質を持っている。それにもかか せることが企図されている。「使い潰す」と表 「労働集約型」の産業に顕著である。 使い潰す」ことで利益を上げるというもので ブラック企業の労務管理の特徴は、 「職務・時間給」の労務管理でありなが 時間給ベースで管理される点で、これ 長時間・低賃金で従事させ、 「従来型の正社員」 介護、 一ブラック であるこ 職務が限 保育など

代を含みこませ、最低賃金で働かせるという労行ない、実際にはその月給に八○時間分の残業月給一九万四五○○円として大学新卒の募集をェーン大手の日本海庄屋(大庄グループ)では、もっとも典型的な一例を挙げると、居酒屋チ

表2 ジャパンビバレッジの年功賃金

| 衣と フィハンヒハレ / ノ (の中の)負金 | | | | | |
|------------------------|----------|--|--|--|--|
| 年齢給 | | | | | |
| 年 齢 | 金額 | | | | |
| 35歳以上 | 112,000円 | | | | |
| 34歳 | 109,000円 | | | | |
| 33歳 | 106,000円 | | | | |
| 32歳 | 103,000円 | | | | |
| 31歳 | 100,000円 | | | | |
| 30歳 | 97,000円 | | | | |
| 29歳 | 95,000円 | | | | |
| 28歳 | 93,000円 | | | | |
| 27歳 | 91,000円 | | | | |
| 26歳 | 89,000円 | | | | |
| 25歳 | 87,000円 | | | | |
| 24歳 | 86,000円 | | | | |
| 23歳 | 85,000円 | | | | |
| 22歳 | 84,000円 | | | | |
| 21歳 | 83,000円 | | | | |
| 20歳 | 82,000円 | | | | |
| 19歳 | 81,000円 | | | | |
| 18歳 | 80,000円 | | | | |
| 19歳 | 81,000F | | | | |

資料: 労働者の証言より筆者作成

日本型雇用における主要な要素を逸

| 給与水準 | 基本絲 | 合 下限 | 基本絲 | 合 上限 |
|-------------|-----|------|-----|------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| ~15万円 | 6 | 8% | 0 | 0% |
| 15.1万円~20万円 | 54 | 70% | 0 | 0% |
| 20.1万円~25万円 | 11 | 14% | 11 | 14% |
| 25.1万円~30万円 | 4 | 5% | 11 | 14% |
| 30.1万円~35万円 | 1 | 1% | 10 | 13% |
| 35.1万円~40万円 | 1 | 1% | 9 | 12% |
| 40.1万円~45万円 | 0 | 0% | 4 | 5% |
| 45.1万円~50万円 | 0 | 0% | 31 | 40% |
| 50.1万円~ | 0 | 0% | 1 | 1% |
| 合計 | 77 | _ | 77 | _ |
| | | | | |

の労務管理の手法は、 があらかじめ含みこまれている。そのうえ、 を用いることがむしろ標準的でさえある(なお、 れるものではないために、 労務管理手法も、 とで問題が表面化したのであるが、このような 社後になってはじめて提示されていた。 という過労死ラインの残業時間 ーン店などで広く行なわれている。 の固定残業代は求人では明かされておらず、 れ、これに対する「時間給」で計算が行なわれ 特定された労働においては、 の手法はコンビニチェーン店や外食チェ 実際には店舗業務の「職務」に固定さ 募集の方法も直接に法令に触 しかも、そこには八○時間分 ,過労死を引き起こしたこ 社会に蔓延してきた。 (固定残業代) 今日では、 固定残業代 同企業

とを傍証している。ここで詳細を述べることは

表1の求人実態に示されているよ

間給」と

「月給」

制度の境界が揺らいでいるこ

であった裁量労働制の運用実態は、「職

務

時

議された「働き方改革関連法」の中心的な要素 は広く企図されている。二〇一八年に国会で審 給」と日本型の能力給にもとづく月

給制

の混

能になっている。質金で、なおかつ

「定額」での長時間労働

が

うに、

裁量労働制においても、

単純な職務に

できないが、

ことを狙ってなされているものと思われる 張することでどちらかの主張が受け入れられる 多々ある。裁量労働制と固定残業制の重複 裁量労働制を重複して適用しているケースが つケースが少なくなく、その場合には単に労働 実質的には「職務・ この点からも、 残業代未払いが指摘された際に、その両者を主 事業場外みなし」が違法に適用されてい |題を引き起こした正社員の新しい労務管理様 ・ャパンビバレッジ社でも、 ?待させる効果をも持っている。そして、 をとることで、 単 このような「ブラック企業」と呼ばれる社会 実際に、労働紛争においては、 を切り下げると同時に、 裁量労働制における労務管理 能力給ないし成果給の適用を 時間給」としての性質を持 類似の制度である 「月給制」の外 固定残業制と

賃金の労務管理の法式に関して実数や割合を 「専門職」におい ても、 職 務

務管理を行なっていた。

月

である

社員 が非正規雇用の無期化や、 対照的である。 型雇用であることを錯覚させた合意である点 以上のように、 (一時的にせよ)を同意する地点に立 ・「ブラック企業」 職能等級 職能給 (下限) 職能給(上限) その他 「ルートセールス」の在否 ブラック企業における労務管理は、 り立 G5~ 260,000 (円) 440,000 ランク給 G 4 ランク給 在(少数の管理職に限定されて 230,000 310,000 っている。 いると思われる。役職名は「担 当課長」) 家計自立型非正規 G3120,000 170,000 役割手当・ 作業手当 の正社員は 彼らは G 2 85,000 役割手当・ 130.000 在 日本型雇用からの 作業手当 共通した性質を G 1 50,000 90,000 役割手当· 在 作業手当 共通の土台 周 辺的正 つのに 資料:労働者への聞き取りもとづき筆者作成。 日

注:G1~G4の給与水準は、「ルートセールス」職種について記載。

と呼ぶことができる。 する労働者階層は、 持つ労働 的属性を有する点などから「一般労働者階 かで多数を占めつつある点、 を横断的に形成している。 であり、 非年功型の 年功的労働者が減少するな 下層労働市場を構成 企業を超えた一般 「下層労働市 層 場

を期待する合意が形成されている。

それにも

かかわらず労使の

で日

用

限定正社員 1本型雇

転

ベンダー労働者の労務管理 -JBおよび大蔵屋の事例を通じて の

表3に示したように、

G 1

は下

·限五万円

2

が 本

らに、 眼が置かれているため、 約内容や処遇に関係する範囲に限定されており も反映していない点には留意が必要である。 査結果は労働者側の調査にもとづいたものであ 三六号三三頁以下)。また、本稿で紹介する調 いては別稿に詳しいため、 彼らが抱える労働問題の詳細や紛争の経緯につ そして要求内容について検討していこう。 労働者の階層意識を明らかにすることに主 本調査 事 ベンダー労働者たちの処遇制度、 制度全般を対象としたものではない 一の対象は組合員である労働者の契 企業側の認識を必ずし 省略する(本誌一九 さ

(1)

(a)

ジャパンビバレッジ

が上限 らなる。 きくはない。 لح ヤ であり、 パンビバレッジ社の給与体系は、 まず、 職能給」 表2は筆者が労働者 上がり幅も三万二〇〇〇円と大 年齢給は表2のとおり、 からなる基本給と、 への聞き取 諸手当か 三五歳 年

を元に作成した。

格は一 度においてG4まで昇格しうる。 その中に職務がカテゴライズされている。 る「ルートセールス」につい 飲料水の自動販売機に飲料を補充する職務であ 給の額はこの職能資格にもとづいて決定される 人数が絞り込まれる。 『能資格はG1~G7までのグレード制であ 方、職能等級にもとづく職能給につい 般的であるが、 G4以後は管理職となり ては、 G3までの 職能資格 7 昇 制

だらかに上昇する。 また、 G3までとは明らかに異なる位置に置かれる。 の下位三位階については、給与水準が重なり であり、 限九万円、 れらの事実から、 上限二五万円の 3までは付与されていた「役割手当」、 下限が二三万円、 いながら昇格していくことがわかる。 当」(「ルートセールス」においては、 大二万五〇〇〇円) 一万五〇〇〇円、)階層的 これに対し、 である。 G4以上においては、 G3が一二万円・一七万円である。 な 限と上限の間で重なり合いながら、 G2が同八万五〇〇〇円・ G4からはこの重なりが消失 「ランク給」 上限が三一万円となっており 一万円が上限であ G3とG4の間に労務管理 が存在することが認めら さらに、G4以上では、 に代わり、 に切り替わる。 やはり職能給 下限九万円 ŋ, それぞれ 一三万円 合計最 から G 水 上

実際に、 労働者によれば自 販機の が補充と V う

| 表4 | 労働者の給与明細 | |
|-----------|----------|---------|
| | 労働者A | 労働者B |
| 年齢給 | 109,000 | 85,000 |
| 職能給 | 102,650 | 65,000 |
| 役割手当 | 10,000 | _ |
| 勤務地手当 | 15,000 | 25,000 |
| 作業手当 | 10,000 | 10,000 |
| 通信手当 | 1,500 | 1,500 |
| ルートキャンペーン | _ | 12,649 |
| 時間外手当 | 57,659 | 62,902 |
| 通勤手当 | 1,684 | 3,190 |
| 支給額計 | 307,493 | 265,241 |

資料:筆者作成。

3) 一七万円=二八万二〇〇〇円であると考え 給の上限一一万二〇〇〇円+職能給の上限 あるとすれば、労働者の基本給の上限は、 が労働者の職位の上での一般的な昇進の上限で わめて希であるという。このように、G3まで セールス」)からG4以上に昇進することはき の労働者が担っている現業労働 ル 年齢 1 $\widehat{\mathsf{G}}$

者の給与明細を確認すると、表4のとおりであ さらに、これを裏付けるために、実際の労働

重要な属性とし、 うことができる。これは、「工職混合」をその がって職務に規定される職能給においても相当 ールス」で採用された労働者は、年齢給におい しかし、 用される職能給に類似しているように思われる。 務・時間給」とは異なり、従来型の正社員に適 見すると、非正規雇用労働者に適用される「職 でに示したように、 ける日本型雇用とは異なっている。 程度低い地位に固定される労働者層であるとい ても、ジョブローテーションにおいても、 って給与が決定されるためである。これは、 問にはそれなりの「格差」が認められる。 同じ職務に従事していながら、 前述したように、実際には「ルートセ 年齢に応じて賃金が上昇し続 年齢および、職能資格によ 労働者AとB した す

課・査定による評価を用いることで、 ように、日本の職能給制度においては、 え、「ルートセールス」という単一の職務の中 異なっている点にはさらに注意が必要だ。それ したものだと言うことができる。すでに述べた 差構造は、企業側に能力評価の余地を多分に残 の意図が垣間見える。また、職能等級による格 インセンティブをつけないという管理手法であ にもとづき勤続してほしいが、それ以上の勤続 年齢給については、三五歳程度までは年齢給 さらに、このような処遇は純粋な職務給とも 若い間だけは勤続してほしいという企業側 年齢給が不完全に適用されていることに加 かなりの賃金格差が認められるからである。 労働者を 情意考

従属的に管理することができる。これにつ

企業側は手放してはいない

解することが困難な状況に置かれている。 による情意考課・査定の余地を残し、しかしな 用における「正社員」としての地位は得てい の「上限」が設定されている。彼らは日本型 がら職務そのものは転換せず、職務内部の昇進 は別の年功賃金の論理が残存し、なおかつ企業 定的に適用されており、自らの い一方で、日本型雇用と類似した管理手法が限 実質的には職務・時間給でありながら、これと このように、「ルートセールス」 「階層性 労働 者 を理 な

がらその分の賃金は支払われていなかった。 ついては、実際にはみなし時間以上に働かせな 用されており、 時に、さらには違法な長時間労働をも正当化す 間給としての性質をより自覚しづらくすると同 の固定残業を設定していたのである。外回りに したうえ、一日一時間三〇分、月に三〇時間分 る労務管理が適用されていた。就業規則にお て、事業外における「みなし労働時間制」が適 さらに同社では、労務管理における職務 外回り時間を七・五時間と見な 11

業代や、みなし労働時間については記載されて は、 残業超過分の賃金が支払われるようになったの 度(月給制)」とのみ表示されており、 にこの固定残業代が含まれるとされており、 いなかった。なお、給与明細の「時間外手当」 定残業時間を超えた分も合算されていた。 しかも、求人票においては、「月二四万円程 組合員が労働基準監督署に申告し、 固定残

| 都道府県 | 最低賃金 | 会社の時給 | 時給単価計算(※1.25倍は時間外割増分) |
|------|------|--------|------------------------------|
| 埼玉県 | 898円 | 時給958円 | 115,000円÷96時間÷1.25倍=時給958円 |
| 神奈川県 | 983円 | 時給984円 | 115,000円÷93.5時間÷1.25倍=時給984円 |
| 東京都 | 985円 | 時給990円 | 115,000円÷92.9時間÷1.25倍=時給990円 |

出所:大蔵屋商事の求人情報より筆者が作成した。

ることが推察される。仮にこれらを基本給とし、ることが推察される。仮にこれらを基本給とし、治」が二万三〇〇〇円、「職位給」が二万三〇〇円である(二〇一八年七月)。一六万五〇〇〇円である(二〇一八年七月)。一六万五〇〇〇円である(二〇一八年七月)。一六万五〇〇〇円である(二〇一八年七月)。一六万五〇〇〇円である(二〇一八年七月)。一次が、「職位給」は職位給」が二万三〇〇円、「職位給」が一三万円、輸出が二人の公司を表すると、「個人給」は属人的な能力評価を基本給とし、

ある。 労働制が不適法であると指導が出されて以後で

的に用いられる月労働時間

一七三時間

を期待させる仕組みが整備されているのである。を期待させる仕組みが整備されているのであるとらも、労働者にとっては、月給制であり、将来らも、労働時間にこだわらない「月給制度」にして、労働時間にこだわらない「月給制度」にして、労働時間にこだわらない「月給制度」にして、労働時間にこだわらない「月給制度」にして、労働時間にこだわらない「別別人のように、ジャパンビバレッジの「ルー以上のように、ジャパンビバレッジの「ルー以上のように、ジャパンビバレッジの「ルー

(b) 大蔵屋商事

記載されている。

三、大蔵屋商事については、早朝の五時か次に、大蔵屋商事については、早朝の五時かの残業時間は過労死基準のいた。一ヵ月当たりの残業時間は過労死基準のいた。一ヵ月当たりの残業時間は過労死基準のに、「月給」は「二八万七○○○円公上(固二倍近い一五○時間にも及ぶ労働者もいた。同二倍近い一五○時間にも及ぶ労働者もいた。同二様近い一五○○○円含)」と表表が、がに、大蔵屋商事については、早朝の五時か次に、大蔵屋商事については、早朝の五時か

る。

業時間数が、 をしており、それが「職務・時間給」に相当す ある。 ると記載されているが、この金額に相当する残 の地域においても一律の一一万五〇〇〇円であ 図を裏付けている。固定残業代については、ど るものであることは、容易に推察できよう。 あるが、当時の東京都の最低賃金は九八五円で ではほぼ最低賃金の 東京都の最低賃金は九五八円であり、 九五三円となる。二〇一八年七月時点における て、営業所ごとに少しずつ異なっているのであ て計算すると、 準に当てはめると、基本給ベースでの時間給 さらに、求人票の記載が同社のこのような意 また、二〇一九年二月時点の求人にもとづ 同社が最低賃金を強く意図して給与設計 地域の最低賃金の額にすり合わせ 時間当たりの給与は九九四円で 「月給」である。

表5に示したように、埼玉県内の営業所の求人では九六時間分を、神奈川県内の営業所の求人では九三・五時間分を固定残業代に含むと求人では九三・五時間分を、東京都内の営業所の人では九六時間分を、東京都内の営業所の求人では九六時間分を、神奈川県内の営業所の求人では九六時間分を、神奈川県内の営業所の求

いる。同時に、固定残業制度によって、職務・れ、従来型の正社員雇用の要素が盛り込まれては「勤続給」や「職位給」、「個人給」が設定さの内実は職務・時間給でありながら、労働者にこのように、大蔵屋商事においても「月給」

ている。の性質があらわになりづらい状況が作り出されの性質があらわになりづらい状況が作り出され時間給の内実が月給制度の内部に納められ、そ

(2) 労働者の職歴

来設計を持つ労働者が多いという。 まず年齢については、一二名中二〇代が四名、 まず年齢については、一二名中二〇代が四名、 まず年齢については、一二名中二〇代が四名、 を生かしがついていかなくなったら運転の技術を生かしがついていかなくなったら運転の技術を生かしがったも困難だという事情があるという。「身体的にも困難だという事情があるという。 を動であるために、四〇代で続けることは身体的にも困難だという事情があるという。「身体的にも困難だという事情があるという。 を動き生かして転職し、タクシー運転手になる」といった将 を生かして、タクシー運転手になる」といった将 を対し、タクシー運転手になる」といった将

業労働に配置されているのである。 、大卒と高卒が混在している点も特徴である。ジャパンビバレッジでは、二〇〇九年度からはじめて新卒採用を始めている(と労働者がらはじめて新卒採用を始めている(と労働者があるがなかで、正社員として大卒が採用され、現入むなかで、正社員として大卒が採用され、現入むなかで、正社員としている労働者が四名と次に、新卒から従事している労働者が四名と

-ションによる階層上昇を期待していた(A-これに関連し、新卒労働者は、ジョブローテ

2 は、 まさにここに現れている。 労働過程に充当されるという近年の雇用問題が 働者は従来の日本型雇用を期待しながら、 を過ぎても「ルートセールス」で使い続けられ 業労働を期待する一方で、 が「ジョブローテーションの入り口」として現 わけ重要である。すなわち、 そして労働者が「マーケティング」や「経理」 労働者は「本部にいける」と説明されていた点 には日本型雇用は適用されず、 るという認識上のミスマッチが生じている。労 ある」と説明されていること、また、A-2の 三年までで、その後はジョブローテーションが の職種転換を明確に期待していた事実がとり 中途採用も含め、 6 В -4)。ジャパンビバレッジで 複数の労働者が「現業は 実際には勤続一〇年 若い労働者たち 短期間に過酷な 実際

5, B - 1, B - 2, ている(一二人中七名。A-1、A-2、 関連し、労働者の多くは結婚し子どもをもうけ 者も目立つ (A-3、A-4、A-5)。 だろう。 族形成可能な労働が形成されているとみてよい と関係しており重要である。非正規雇用とは異 自立を確保しようとしたと考えられる。これと は「正社員」となることで、世帯を維持したり、 なり、長時間労働に耐えることで、なんとか家 の点も近年の正規・非正規の意識上の分断状況 耐えている労働者も多数見られるのである。こ 同時に、アルバイトから入職している労働 「家庭を持ちたい」ために、過酷な労働に B - 5, B - 6)° 実際 A 彼ら

> 身は非組合員であったものの、 という自覚を促すものと考えられる。また、こ と考えられるからである。言い換えれば、この 場」からは逃れがたいことを「経験」して と直接雇用化を経験し、それが生かされている の「経験」という点においては、リーマンショ 労働が広がっていること、その「下層労働 験」しているという点は非常に重要である。 6)。彼らは、違法・過酷な職場をすでに 持っていた(A-1、A-5、 時間労働を経験していたり、解雇された経験を を転々とし、他社においても違法行為を伴う長 ケースも見られた (A-5)。 ック期の製造業派遣の就労時に、当該労働者自 本型正社員を期待しながらも、その「外部 「経験」は自らが「一般労働者階層」 方で、新卒以外の労働者の多くは下層 職場で労使紛争 В 1 5 に属する В 61 る 経 市

であろう。 ここには、年功型労働者階級の普遍的な現象界を果たしたいという階層分断のモメントが刻まれる一方で、すでに年功的労務管理は適用されず、階層性を自覚せざるをえないという両義的な契機が含まれている。日本型雇用が縮小するなかで、このような自らの階層性に対する自覚の葛藤は、日本の労働者階級の普遍的な現象であろう。

(3) 労働者の要求内容

動販売機協会への申し入れの内容から読み取る日に行なわれた、自販機産業ユニオンの日本自労働組合の要求内容は、二〇一九年四月二六

表6 ベンダー労働者の職歴

| 400 1714 | a)A rest | Art itA | Litt Me Life - IS | 表6 ヘンダー労働者の職歴 | |
|----------|----------|---------|-------------------|---|--|
| 識別 | 学歴 | 年齢 | 世帯構成 | 職歴 | 前職の離職理由と参入動機 |
| A-1 | 大卒 | 32 | 妻と子の3人 | (初職) 情報通信事業(太陽光パネルの訪問販売クレーム処理)におけるクレーム処理業務。150人規模、正社員 3年勤続。年収288万円 (初職の入職理由及び経路) 2010年卒のリーマンショック期世代。大学の人脈で内々定がとれていた(一部上場企業)が、内々定取消。就職活動をやり直し、卒業の10日前に内定が出た。 (第二の職=現職) | 家庭を持つためには、ある程度の給料の会社に就職しなければと思った。企業の規模を重視して転職した。当時はJTグループの子会社だった。 もともと大学で学んだ経理志望だったが、入社時 |
| A-2 | 大卒 | 32 | 妻と子の3人 | (初職-現職) 2010年度入社、勤続10年。 | (入職理由及び経路) 就活で内定が一番最初に出たから。こんなにつらいとは思わなかった。本当はマーケティングなどの仕事をしたかった。 新卒の採用は今年が初めてだといわれた。ジョブローテーションでいずれ現場から離れ、「本社にいける」と説明を受けていた。 |
| A-3 | 大卒 | 32 | 単身 | (初職) パチンコ店のアルバイト。 2010年から4年間勤続。 月給は20万円程度(時給1500円)だった。 (初職の入職理由及び経路) 30歳くらいまではアルバイトでつないで生きていこうと思って、適当に選んだ。時給が1500円はよいと思った。 (第二の職=現職) | (入職理由及び経路) 30歳からはきちんとした仕事につこうと思い、27 歳ころから仕事を探し始め、面接で「休日が多 |
| A-4 | 高卒 | 27 | 実家 | (初職) 20歳から5年半 コンビニアルバイトとして働き、時給1050円。月収は20万前後。2年目からは夜勤のみ。 (初職の入職理由及び経路) 高校を卒業してから進学しようと思ったが、勉強が嫌になってやめてしまった。 (第二の職=現職) | (前職の離職理由) 20代半ばになり、夜勤だと友達と交友もできないため、転職してきちんとした仕事で働こうと思っていた頃、コンビニの入っていたビルが取り壊しになった。それで退職した。(入職理由及び経路) ハローワークで見つけた。ハローワークの求人には月収30万円くらい行く、と書いてあって、仕事は辛い肉体労働だが、高給だからいいなと思って決めた。。 |
| A-5 | 高卒 | 34 | 妻と子の3人 | (初職) 飲食店で料理任の仕事に就いた。神奈川県でふぐ免許も取ったが、寮住まいで自由がなく、仕事も忙しいので、「遊ぶため」に退職。月給16万程度。 (第二の職) 都内の自動車工場の派遣社員と働いた。2年派遣で働き、期間工に直接雇用されてから2年間の合計4年就労した。決まった時間に出退勤時間、休憩、休日が決まっていてよかったが、リーマンショックで雇い止めになり、退職。 (第三の職) 太陽光パネルの会社に営業職として入社した。当時、太陽光パネルの設置が流行っていた(雇用対策)。 25万程度。9ヶ月間就労。周りに営業向きと言われたが、性格に合っておらず退職。 (第四の職) 仕事がすぐに見つからず、友人の廃品回収の手伝いを行った。給与は覚えていない。半年間就労。 | (入職理由及び経路) 友人が同業他社に勤めており、誘われた。 |
| A-6 | 専門卒 | 26 | 実家 | (初職) ジャパンビバレッジ。 | (入職理由及び経路) 専門学校に求人が来ていて、当時、JBはまだたばこ産業の子会社で、信頼できる会社と思ったので、入社した。 就活の際の会社説明会と、入社後の研修で説明があった。 新卒は幹部候補だから、ジョブローテーションで色々な部署を回る、優秀な業績、上司の推薦があれば、内動などになれる、3年ルート経験すれば、希望が通る可能性があるとの事だった。 |

| B-1 | 高卒 | 46 | 妻と子の3人 | (初職) 川崎市の食品加工業に、正社員として従事。月給は20万円程度。面白くなかったので辞めた。(第二の職) システム系の仕事がしたかったため、300人規模のIT企業に入社。勤続13年。月給は40万円程度に。精神的な疲れ、休職(仕事と家庭の両方)から退職。 (第三の職) 業界内で転職し、50人規模のIT企業に正社員として従事、月給は33万円。 (第四の職=現職) | (入職理由及び経路) 気分を変えて、毛色の違う仕事がしたかった。 |
|-----|----|----|--------|---|---|
| B-2 | 大卒 | 25 | 妻と子の3人 | (初職=現職) | (入職理由及び経路) 社会人スポーツをやるうえで埼玉県のチームで決まっていて仕事を探していた(完全土日休み、引っ越しの費用が出る)。チームにも近い。 |
| В-3 | 大卒 | 33 | 単身 | | |
| B-4 | 大卒 | 27 | 単身 | (初職=現職) | (入職理由及び経路) 身近なものを仕事にしたいという思いがあった。 大蔵屋商事には「商社機能」があるため、それに 従事できるかもしれないと思った (と考えられ る)。 |
| B-5 | 高卒 | 30 | 妻と子の3人 | (初職) 20人規模の料亭の調理士見習いとして就職した。雇用形態は正社員であったが、週1日休み(休日出勤のこともある)、朝6時~夜10時勤務で月給は18万円(残業代なし)程度。 (入職理由及び経路) 上に職をつけたいという考えで料理の仕事を探した。憧れもあった。住み込みで探していたところ、職業学校の紹介で入った。 (離職理由) はたすだけ使って、外に社員をほっぽりだけような感じであり、辞めようと思った。先輩の労災を契機に退職。(第二の職) 200人規模のホテルのレストランの調理師。雇用形態は正社員。週休1日(休日出勤もあり連続14日勤務もあった)、朝7時~夜9時、婚礼などがあれば泊まることもあった。月給は22万円。(第三の職) 老人ホームの調理師。雇用形態は正社員。月給は25万円。残業代を含む)で違法行為もなかったが、他の業者を入れる(外注)ということになってリストラされた。 (第四の職) つなぎの仕事として、パチンコ店のアルバイト、月給: 25万円~28万円、時給1200円。違法行為はなかったが、次の正社員の仕事が見つかり辞めた。 (第五の職) | (入職理由及び経路) 転職支援サービスの合同説明会を使って斡旋された。紹介された会社の中で一番年収が多かった。 |
| B-6 | 大卒 | 44 | 妻と子の3人 | (初職) 都内の飲食店でホール接客員に正社員として従事。 (入職理由及び経路) 学生時代から」「「「「「「」」」では、小さい頃から料理するのが好きで、大学生時代はお金がなかったので賄いのあるところを選んで続けた。 (離職理由) 土地所有していたオーナーが失踪したことによる開店 (第二の職) 「「関連の他の飲食店。パワーハラスメントや残業代不払いがあった。店舗の閉店と共に解雇。 (第三の職) 現職) | (入職理由及び経路) 前職のJTグループの斡旋でサン=ジェルマンかJB かを選ぶことになり、パン屋よりはいいかなと。 サービス業を続けていたので、ちょっと違った感 じの仕事をやってみたいなと思った。 |

資料:労働者への聞き取りから筆者作成。実施時期は 2018 年から 2019 年(継続中)。 注:年齢等は調査時点。



具体的な項目は以下のとおりである。生活を守る業界」を実現することを求めている。に起因するとして、これを是正し、「労働者のに起因するとして、これを是正し、「労働者のの「長時間労働や残業なしでは生活が成り立たの「長時間労働や残業なしでは生活が成り立たの「長時間労働や残業なしでは生活が成り立た

とを宣言してください。業時間を原則として四五時間以内に抑えるこ、自販機業界で長時間労働を撲滅し、月間残

、自販機業界全体の労働環境の改善のために、よう呼びかけてください。に対し、労働組合との紛争を早期に解決する、ジャパンビバレッジ東京および大蔵屋商事

、美界分子によって、美界で収容しってついて呼びかけてください。の設立を検討し、加盟企業や関連労組に向け業種別最低賃金と業界一律賃上げの交渉機構業の最低賃金と業界一律賃上げの交渉機構

てください。 政策を策定するための研究会を当組合と行っり、業界分析によって、業界を改善するための

っては共感しうる内容であると考えられる。単純な賃上げだけを求めているのではなく、「ブラック企業」におけ求めるものではなく、「ブラック企業」におけ求めるものではなく、「ブラック企業」における周辺的正社員に共通する階層的な課題の克服をめざしたものであると評価でき、それゆえ低をめざしたものであると評価でき、それゆえ低をめざしたものであると評価でき、とい時間単価で就労する「一般労働者」たちにとい時間単価で就労する「一般労働者」たちにとい時間単価で就労する「一般労働者」たちにといい時間単価で就労する「一般労働者」たちにといい時間単価で就労すると考えられる。

3 考察

ることである。

辺的正社員」に属する雇用類型が適用されてい本型雇用の労務管理は適用されておらず、「周に、自販機ベンダー業界においては、従来の日以上の調査結果から示唆されることは、第一

第二に、日本型雇用の適用と安定した家族生第二に、共産型産用の適用と安定した家族生の返すなかで「階層性」を自覚しうる労働者層の返すなかで「階層性」を自覚しうる労働者層の返すなかで「階層性」を自覚しうる労働者層を業に強固に統合されず、労使交渉へと歩を進経験的に形成された階層意識ゆえに、かれらは経験的に形成された階層意識ゆえに、かれらはのることができたものと考えることができる。めることができたものと考えることができる。第三に、彼らの要求内容はこのような階層性と連関しており、長時間労働を引き起こすな機能とのである。

すごこ、ベンダー巻界に負以り、「衆务・寺かについて、若干の考察を加えよう。使関係全体との関係でどのような位置にあるの次に、この調査結果をふまえ本件が日本の労

それは、正社員と非正社員を分断する意識を生 ば、総合サポートユニオンが業界を広く組織 規雇用間の対立はなお根深いものがある。 社会における正規雇用(周辺的正社員)・ み出す要因となるからである。今日でも、 なんとか世帯を形成しているという状況に置か 形成しえた。このような知見は今日の多くのサ 年功処遇の「外部」にあり、新しい階層を形成 認できる。これと同様に、自販機ベンダー業界 使紛争を引き起こす現場となっている。 種および対人サービスに広く見られ、それが労 間給」としての労務管理特性は、ルーティン職 れていることにも注意を払わなければならない。 正社員として強度の強い労働に従事することで、 しているがゆえに、経営に対抗する労働運動を における「ルートセールス」の労働者たちは、 ただし、繰り返し述べてきたように、 ・ビス業においても妥当するものと考えられる。 すでに、ベンダー業界と類似の、「職 彼らは たとえ 務 日本

帯の形成にあるといえよう。 帯の形成にあるといえよう。 が、は、本来的に共通の労働過程の属性を が、の課題は、本来的に共通の労働過程の属性を 労働運動の射程を敷衍しようとするならば、今 がに両者の対立は存在していない。本ケースの がに両者の対立は存在していない。本ケースの がに両者の調査対象となった二社の「ルートセー

けるものと評価することができる。働争議の広がりの背後に、新しい労働運動を基礎づてこのような変化は、新しい労働運動を基礎づがりのもとで、新しい労働者階層が形成されてがりのもとで、新しい労働者階層が形成されてがいるというな変化は、新しい労務管理の広がりの背後に、新しい労務管理の広いずれにしても、本稿においては、近年の労

- 万回以上リツイートされた。(1)ストライキを告知する写真は「Twitter」上で六
- る構造については熊沢(一九九九)。 制度が、職務給に比して労働者を支配・従属させ(2) 職能給(能力主義)にもとづく情意考課・査定
- (3)後藤(二〇〇一)、木下(二〇〇七)。
- 詳細は今野(二○一七)を参照されたい。(4)製造業派遣・請負労働の階層特性については、
- 二)、(二〇一五b)。(5) ブラック企業問題については、今野(二〇一
- (6) 木下 (二〇〇七)。
- (7) 今日のサービス労働の一つの特徴は、同一の労(7) 今日のサービス労働の一つの特徴は、同一の労(7) 今日のサービス労働の一つの特徴は、同一の労(7) 今日のサービス労働の一つの特徴は、同一の労
- 五 b、二〇一三a)に詳しい。野(二〇一六b)、後者については今野(二〇一六6)、後者については、前者は今募集方法や脱法的労務管理については、前者は今(8) このような一連の「誤解」を意図的に誘導する
- あり、求人は大学に寄せられたものであった。遺(9)当該の労働者は二○○七年四月の新卒入社で

適用外)。 ら一定の規制が盛り込まれた(民間求人サイトは 付けられたほか、求人詐欺について、不十分なが ワークにおける固定残業代の記載がはじめて義務 年一月に施行された職業安定法によって、ハロー 題の詳細は今野 (二〇一六b)。なお、二〇一八 る労働条件を一方的にのまざるをえない。求人問 て選択することは不可能であり、 月 契約書によって確定する。しかし、入社時 らである。労働契約の内容は入社時に交わされる る「募集」は労働契約の締結そのものではないか 集する手法はむしろ普及し続けている。求人によ 決以後も、固定残業代を「月給」に含みこんで墓 違反に当たると判断されたわけではない。この判 れたものであって、当該の労務管理自体が労基法 る。ただし、この判決は損害賠償について行なわ 年に会社側の損害賠償を認める判決が確定してい 族による裁判は最高裁まで争われたが、二〇一三 においては、新たに就職先を労働市場におい 企業側の提示す 匝

- (10)「専門的」であることの意味そのものが、細分になれた労働の一部を担うという意味に変質していると考えることができる。事実、裁量労働制を論じる際の「裁量」とは、すでに部分と化した労働の組み合わせに対する「裁量」に過ぎない。
- いては、今野(二〇一五 a)で詳論した。(11) エステ産業等の労務管理と労使紛争の特性につ

【参考文献】

建 暮らし・仕事・社会保障のグランドデザイン』井手英策・今野晴貴・藤田孝典(二〇一八)『未来の再

筑摩新書

- 事と暮らし』大月書店。 ・今野晴貴編『最低賃金一五〇〇円がつくる仕 「働き方改革」と関連し」後藤道夫・中澤秀一・木下 「働き方改革」と関連し」後藤道夫・中澤秀一・木下
- い』岩波新書。
 ──── (二○一六a)『ブラックバイト 学生が危な型:全国的移動及び移動の制度的媒介に着目して」型:全国的移動及び移動の制度的媒介に着目して」
- ————(二○一六b)『求人詐欺』幻冬舎。
- 『労務理論学会誌』第二四号五九~六九頁。労使交渉の課題 「ブラック企業」現象に着目して」――――(二〇一五a)「「新しい雇用類型」の性質と
- 理」の真相』文春新書。 -----(二〇一五b)『ブラック企業2 「虐待型管
- 題研究所雑誌』第六七七号六~一一頁。と展望 概念の定義及び射程を中心に」『大原社会問――――(二○一五c)「「ブラック企業問題」の沿革
- 新書。 ―――(二〇一三a)『ブラック企業ビジネス』朝日
- 現場』ちくま新書。 ―――(二〇一三b)『生活保護 知られざる恐怖の
- -----(二○一三c)『日本の「労働」はなぜ違法が

まかり通るのか?』星海社新書。

す妖怪』文春新書。

か?』岩波ブックレット。今野晴貴・嶋﨑量(二〇一八)『裁量労働制はなぜ危険

波書店。 会は壊れる 〈対決と創造〉の労働・福祉運動論』岩今野晴貴・藤田孝典編著(二〇一九)『闘わなければ社

を動かした六日間』毎日新聞社。 年越し派遣村実行委員会編(二〇〇九)『派遣村 国経済グローバリズムと国民の分裂』旬報社。

●ディスカッション●

労働運動の広がりと今後の展望

●青木 今野さん、ありがとうございました。

――主体と階級意識の形成

●A (総合サポートユニオン組合員) ジャパン ●A (総合サポートユニオン組合員です。講演のな がで、日本では階級意識が形成されずに、社員 かで、日本では階級意識が形成されずに、社員 としての意識が内面化されているという話があ としての意識が内面化されているという話があ としての意識が内面化されているという話があ がで、日本では階級意識が形成されずに、社員 がで、日本では階級意識が形成されずに、社員

分が組合活動をしていると、「なんでそういうなが組合活動をしていると、「なんでそういうになが悪いという結論に結びつけたがる人がかに私が悪いという結論に結びつけたがる人がかに私が悪いという結論に結びつけたがる人がから、おがます。「頑張って働けば皆が幸せになれなりいます。「頑張って働けば皆が幸せになれるのに、なんでお前はやらないんだ」というような雰囲気です。

ました。
論の肝みたいなものがあるのではないかと思い深い、「全部自分のせいだろ」という自己責任そのため、企業主義というよりは、もっと根

●今野 むしろ、いままさにおっしゃった話この今野 むしろ、いままさにおっしゃった話にはなりませが立しているわけです。残業代を請求するのはと、欧米においては、労働者と経営者の利害がと、欧米においままさにおっしゃった話この今野 むしろ、いままさにおっしゃった話こ

は、自己責任論が企業社会の全盛期から は、自己責任社会になっているという話ですね。 にいます。だから、その恩恵すらないのに、た でいます。だから、その恩恵すらないのに、た での自己責任社会になっているという話ですね。 の自己責任社会になっているという話ですね。 は残っ に変が生活の保障も責

●A 日本の生活保障が年功賃金に依存し、企

●今野 そうです。わかりやすいですよね。皆でかって何十年も暮らしてきたから、日本の企業主行いてしまっています。だから、日本の企業主行いてしまっています。だから、日本の企業主行いてしまっています。だから、日本の企業主行いてしまっています。だから、日本の企業主徒って、資本主義の論理を猛烈に社会に浸透させる役割を果たしたのだと思います。

●木下武男(元昭和女子大学教授) 今野さんの ●木下武男(元昭和女子大学教授) 今野さんの ●木下武男(元昭和女子大学教授) 今野さんの ●木下武男(元昭和女子大学教授) 今野さんの

イギリスで階級が形成されたのはいつかといイギリスで階級が形成されたのはいつかというと、一八三〇年代なのです。それは複数の労家です。彼は、階級意識というのは生産関係になって自動的にできたのではなくて、ちょうど家です。彼は、階級意識というのは生産関係にまって自動的にできたのではなくて、ちょうど家です。と同じように、意識性の問題だと言っています。階級の意識性とは、利害の共通性と共通の体験を指しており、いまわれわれが直面上でいるのが、まさしく利害の共通性と共通のといるのが、まさしく利害の共通性と共通の体験です。

いまの闘いはそのような階級形成の始まりだとギリスから約二〇〇年ぐらい遅れていますが、者階級の形成というのはこれからなのです。イだから、主体形成論から言うと、日本の労働

位置付けることができます。

●B (研究会運営員) 私は『労働法律旬報』で ●B (研究会運営員) 私は『労働法律旬報』で おの労働・生活環境が変わっているという話が ちの労働・生活環境が変わっているという話が さいだい世代が日本社会の多数派になりつつある ことは、労働運動が再生する可能性を示してい ことは、労働運動が再生する可能性を示してい ると思いました。

なかでは初めてではないでしょうか。としての労働者が登場しているのは、戦後史のと野さんが言っているような、このような層

●原田仁希(首都圏青年ユニオン) 主体の形成 ●原田仁希(首都圏青年ユニオン) 主体の形成 学園の事例に関わるヤフーのコメントを見て、 口ではよく言われますが、私学ユニオンの正則 口ではよく言われますが、私学ユニオンの正則

●今野 反応はいいですよ。やはりこの間、ヤーでの非正規の記事への共感はすごいです。フーでの非正規の一緒だよ」みたいなコメントがの話も非正規も一緒だよ」みたいなコメントがの話も非正規の記事への共感はすごいです。フーでの非正規の記事への共感はすごいです。

―職種・熟練とユニオン運動

青年ユニオンで、美容師・理容師ユニオンをやが広がっているのではないかと思います。いまっていて、そこから横断的な労働運動の可能性の悪論がとても面白いなと思

捉えればよいのか考えています。門的・技術的労働の職種の二つの違いを、どう一人前となっています。単純労働の職種と、専じがします。アシスタント経験を何年かやってっているのですが、理容師は技師職種という感

●後藤道夫(都留文科大学名誉教授) 細かいマーユアル的なジョブに分解可能で、そのうえで、ニュアル的なジョブに分解しきれず、訓練のなかがないなり実際的な意味を持つような職種群とがある職種と、マニュアル的なジョブに分解可能で、そのうえで、ニュアル的なジョブに分解可能で、そのうえで、ニュアル的なジョブに分解可能で、

従来の日本における職種別労働運動というのは、後者の基準で組み立てられていたわけですな、前者の職種群であるということだと思うのな、前者の職種群であるということだと思うのな、前者の歌種群であるというのところで、酷い労務管理で絞られていたわけですが、そのあたりはどのように考えていますが。

●今野 従来型というと、典型的には医療のような分野を想起されるのかなと思うのですが、うな分野を想起されるのかなと思うのですが、うな分野を想起されるのかなと思うのですが、うな分野を想起されるのかなと思うのですが、

を「お前がすべてやっておけ」という支配が成 と思いたで、お前がすべてやっているがゆえに、ある店舗 どん高さったとえばコンビニでは、いったん労働がす 間の協思ろが、いま大事になってきていると考えていま まりにない国家によって規制されているためです。 まり感じるう 質雑音 のなか

です。
です。
です。
ここで連帯できるというイメージがつくのが剥奪された後に、それを結合した画一的な労働をしているので、相互に共たちは、同一の労働をしているので、相互に共たちは、同一の労働をしているので、相互に共たちは、同一の労働をしているので、相互に共たちは、同一の労働をしているのでがのです。

◆―ユニオンのブランド化

●後藤 ブラック企業のような仕事群の賃金は、 ●後藤 ブラック企業のような仕事群の賃金は、 を、賃金の低い職種群をだいたい飲み込んでく る。すると、最賃仕事と一括される世界が実際 には広がり、いくらブラック企業が誤魔化そう としても、長期的にはそれがバレてしまうから、 としても、日本では、 としても、日本では、 としても、日本では、 としても、日本では、 としても、日本では、 としても、日本では、 としても、日本では、 としても、日本では、 としても、 といる、 といる。

まり感じませんかね。のなかにそういった動機みたいなものはまだあかという気がしているのですが、ブラック企業拡散をやらざるをえなくなってくるのではないだから、業界側からみたら、最賃プラスαの

と思いますね。本当にいい仕事が労働者にはわどん高度化している。採用する側も困っている間の協調もなく、求人詐欺の手法ばかりがどんまりにも労働組合がないので、対抗する使用者まりにも労働組合がないので、対抗する使用者の**今野** もっと混沌としていると思います。あ

としている印象を持っています。 としても困るのではないかという具合に、 み込まれてしまうわけです。このように、 なのに、そこに行きつかず、ブラック企業に飲 を要するような、いい仕事で誘っているつもり からないから、そうするとある程度、熟練形成 業界 混沌

るのでしょうね。 最賃が上がってくると、混乱が拡大す

場システムでは難しいのです。 ので、それと差異化することが、 に必死になって、あの手この手で募集をかける ブラック企業も最賃に張り付くところ いまの労働市

性はありますね。 費無料」、「福利厚生充実」とみんな書いていま から、むしろ財界側の要求として出てくる可能 すからね。どれが本当かわからないですよ。だ 仲間にしかみえません。「訓練制度あり」、「寮 なのです。求職者からしたら、同じ求人詐欺の て人を集めるのか。周りのほとんどが求人詐欺 本当にいい仕事が現にあるとして、どうやっ

そしたらそれより上乗せしますから」と量販店 に固定残業代をつけて二五万円と出しているか いのは事実なのですが、周りが二〇万円の給料 たのですね。正直言って、賃金は低いです。低 宣言しました。人事の人たちはすごく悩んでい 求人協約を結んで、正しいものを出します、と TBCという会社がまさにそれで、)池田一慶(総合サポートユニオン) その競争になってしまう。もっとひどいの 「他のところの求人を持ってきてください。 われわれと エステの

みたいなことをやっていたそうですね

うのは大きいと思います。 ●今野 わけですよね。ユニオンをブランド化するとい 合の要求が、会社側にとって重要になってくる だからこそ労働市場規制という労働組

約を結んでいます。 ●木下 エステ業界ではそうなっていて、上位三社と協 ●今野 ドになっていくということですね。 ユニオンがあることが、最大のブラン なっていくといいと思います。 実際に

●池田 複雑になっています。 裁量労働制・変形労働時間制によっても区別が それは、企業における求人詐欺、 区別がだんだんつきづらくなってきています。 てきています。底辺職種とそこそこの職種との うです。それで、厚労省のモデル事業所になっ たのです。エステユニオンと協約を結んだから。 後藤先生がおっしゃったとおりになっ TBCでは二○○人も募集が増えたそ および政府の

ですよ 当大事で、 約を結んでいますよ、というのをブランディン まともな制度形成ができない状況なのです。 困難になり、そのなかで個別の企業はどれだけ グになるようにしていくというのは、やはり相 求職者を騙せるかという話になってきています。 ですから、まともなユニオンとのあいだで協 職種や熟練による労働市場の区別がますます 社会の状況がそこまでいけるとい

次々に起きていますので、 青木 これまでにないような新しい状況が 議論が必要なのです

> ます。 が、 時間ですので今日はこれで閉じたいと思

くりはら こうへい

こんの あおき こうたろう はるき